

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>準 第二十二条の四 (略)</p> <p>第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基 準</p> <p>第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備 の側の箇所</p> <p>〔一〕 第一種指定端末系伝送路設備における、主配線盤等に 設置される端子盤の側の箇所</p> <p>〔二〕 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲 げるもの</p> <p>　　イ 電気信号の伝送に係るもの</p> <p>　　ロ 光信号の伝送に係るもの</p> <p>〔三〕 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種 指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>〔四〕 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種 指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>〔五〕 第一種指定市内交換局に設置されるイインタフェース加入者 モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指 定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備 を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の 側の箇所</p>	<p>準 第二十二条の四 法第二十二条第四項第一号イの総務省令で定める 箇所は、次のとおりとする。</p> <p>第一種指定端末系伝送路設備における、利用者の電気通信設備 の側の箇所</p> <p>〔一〕 第一種指定市内交換局に設置される主配線盤であつて次に掲 げるもの</p> <p>　　イ 電気信号の伝送に係るもの</p> <p>　　ロ 光信号の伝送に係るもの</p> <p>〔二〕 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種 指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>〔三〕 第一種指定市内交換局に設置される伝送装置における、第一種 指定端末系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>〔四〕 第一種指定市内交換局に設置されるイインタフェース加入者 モジュール（主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指 定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備 を除くものをいう。）における、第一種指定端末系伝送路設備の 側の箇所</p>

<p>六 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置</p>	<p>五 第一種指定市内交換局において、第一種指定市内伝送路設備又は第一種指定中継系伝送路設備と第一種指定端末系交換等設備との間に設置される伝送装置</p>
<p>七 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>	<p>六 第一種指定市内交換局に設置される第一種指定端末系交換等設備における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p>
<p>八 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤</p>	<p>七 第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る主配線盤</p>
<p>九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置</p>	<p>八 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置</p>
<p>十 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）</p>	<p>九 第一種指定中継交換局に設置されるイーサネットスイッチ（イーサネットのフレームを交換するための電気通信設備をいう。）</p>
<p>十一 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）</p>	<p>十 第一種指定市内交換局又は第一種指定中継交換局に設置されるルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備をいう。）</p>
<p>十二 信号用中継交換機（信号の交換を行つ設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置</p>	<p>十一 信号用中継交換機（信号の交換を行つ設備をいう。）の設置の場所と同一の建物内に設置される信号用伝送装置並びに第一種指定市内交換局及び第一種指定中継交換局に設置される信号用伝送装置</p>
<p>2 法第二十二条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>2 法第二十二条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>
<p>一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気</p>	<p>一 第一種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気</p>

<p>通信事業者(以下「この項及び第一十二条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行つ場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続の請求等を行つ場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況及び中継系伝送路設備の異経路構成状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受けける手続</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線設備(共同住宅等(一戸建て以外の建物を除く)に設置される設備(一戸建ての建物に設置される形態による設置するものを除く)に限る)を他事業者が利用する場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が工事を行つ場合の手続</p> <p>ロ 他事業者が負担すべき金額</p> <p>ハ その他他事業者が利用する場合の条件</p> <p>四 十一 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>通信事業者(以下「この項及び第一十二条の六において「他事業者」という。)が接続の請求等を行つ場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が接続の請求等を行つ場合の手續であつて次に掲げる事項を含むもの</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備である端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受けける手續</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>二 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が工事を行つ場合の手續</p> <p>ロ 他事業者が負担すべき金額</p> <p>ハ その他他事業者が利用する場合の条件</p> <p>四 十一 (略)</p>
--	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。